

(案)

参考資料

令和元年 12 月 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長

特別職の報酬等の額について（答申）

令和元年 11 月 25 日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年 7 月文京区条例第 30 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた「区議會議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

(案)

答 申

1 はじめに

本審議会は、令和元年 11 月 25 日、文京区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定により、文京区長から、区議會議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額(以下「特別職の報酬等の額」という。)について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

2 一般職の給与及び特別職の報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する令和元年の特別区人事委員会勧告

公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
383,189 円	385,424 円	△2,235 円 (△0.58%)

(2) 昨年度の状況

一般職の給与については、特別区人事委員会から「公民較差△9,671 円 (△2.46%) を解消するため、給料表の引下げ改定を行うべきである」とする勧告があったが、現行のまま据え置いた。

本審議会においても、過去の経緯、他の特別区との比較等を総合的に考慮し、特別職の報酬等の額については、現行のまま据置きとするのが妥当であるとの結論に達した。

(3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、多くの職において、順位は下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

(案)

3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

(1) 社会情勢の動向

内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は、緩やかに回復している」とする一方で、「海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。また、令和元年台風第19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある」としている。

(2) 区財政等の状況

区財政においては、納税義務者数の増等により特別区税の増加傾向が続いているものの、一般財源は、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税による減収等の不合理な税制改正等の影響が懸念される。また、今後も社会保障関係経費の増加が続くとともに、区民施設や学校施設の整備等に係る経費も増えることが見込まれることから、引き続き予断を許さない状況にある。

(3) 一般職の給与の状況

本年の特別区人事委員会勧告の主な内容は、次のとおりとなっている。

- ア 一般職の月例給については、公民較差 ($\triangle 2,235$ 円、 $\triangle 0.58\%$) を解消するため、給料表を改定する。
- イ 特別給（期末手当・勤勉手当）については、年間の支給月数を 0.15 月引き上げ（現行 4.5 月→4.65 月）、勤勉手当に割り振る。

(4) 他自治体との均衡

文京区の特別職の報酬等の額は、多くの職において、23 区中、下位に位置している。

各特別区は、地域性、特色等を生かして、様々な施策を展開している一方で、歴史的な経過から一体性を有しており、他の特別区の報酬等を勘案することも判断要素として妥当である。

(案)

4 本審議会における議論

- (1) 区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。
- (2) (報酬等の方向性について及び方向性を決定するに当たって考慮したこと)

5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、()
が妥当であるとの結論に達した。

6 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

((2) その他ご意見等)

(案)

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員